

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 東洋シャッター株式会社(法人番号4120001085479)
業者の住所 : 大阪府大阪市中央区南船場2-3-2南船場ハートビル12階
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年6月4日 から 令和8年7月15日 まで(6週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 熊本県、宮崎県及び鹿児島県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を建設業許可を有しない者との間で締結していたことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内